

景観重要公共施設の整備に関する 協議の手引き

令和5年3月

宮崎市都市整備部景観課

1. はじめに

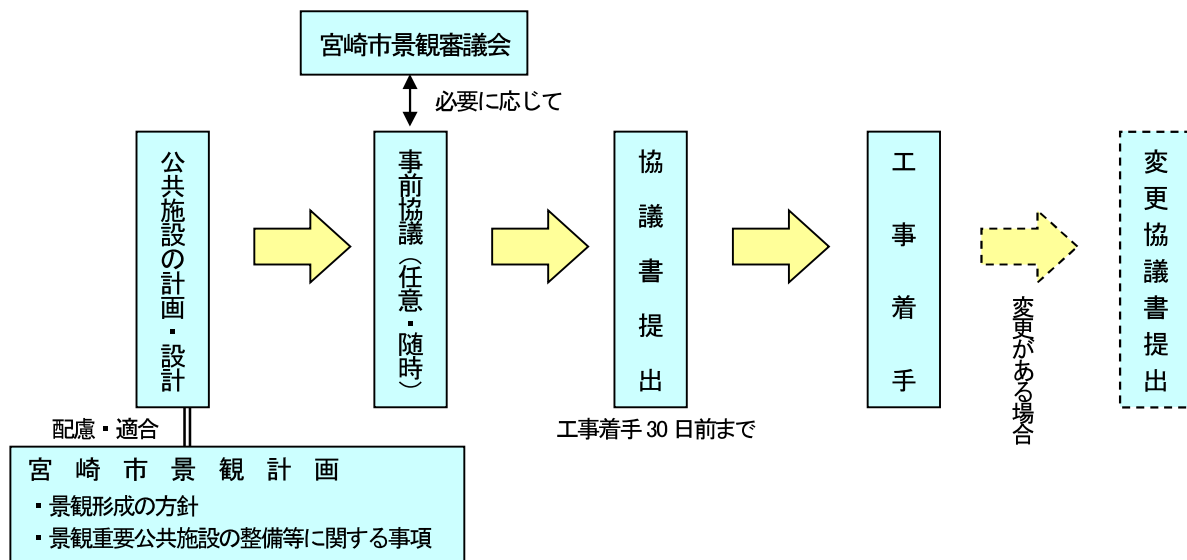
河川や道路等の公共施設は、建築物や広告物等とならび景観を構成する重要な要素であるとともに、民間事業者や市民に対し、良好な景観のモデルを示す先導的な責務があります。このため、宮崎市景観計画では、景観形成に重要な公共施設を「景観重要公共施設」に位置づけ、整備の際の基準となる「整備に関する事項」を定めています。

この手引きは、景観重要公共施設の整備の際における、宮崎市との協議手続きを示したものです。なお、本協議手続きは、大幅なコスト増につながる整備を求めるものではなく、協議を通じ、予算の範囲内で本市の景観に相応しい施設の整備を図ることを目的としています。

景観法及び宮崎市景観計画の趣旨を十分ご理解の上、本市の良好な景観の形成のため、ご協力をお願いします。

2. 協議の要領

景観重要公共施設の整備（工事や外観の変更等）の際には、施設の良好な景観形成を図るため、景観計画の「景観形成に関する方針」並びに「景観重要公共施設の整備に関する事項」に基づいて計画・設計していただき、**工事等着手の30日前まで**に、協議書を本市景観課に提出していただく必要があります。（協議書提出部数：1部）



◆留意事項

- ・より良い景観形成のために、協議書提出前の設計段階において、事前協議を行っていただくことが望ましいです。また、景観上重要な地区での行為や規模の大きな行為など、特に景観に対する影響が大きいものについては、必要に応じて、宮崎市景観審議会等に意見を聴く場合があります。この場合は、事前協議に1ヶ月以上の期間を予定してください。
- ・整備の際に景観検討委員会等を設ける場合、本市の出席で事前協議とみなすことが出来る場合があります。
- ・工事着手後に景観に関する内容の変更がある場合は、変更協議書を提出してください。
- ・協議書の提出に関しては、一連の工事（一事業）で一括して提出していただくことが望ましいです。但し、発注ごとに時期が大幅に変わる場合などは除きます。
- ・景観重要公共施設内における建築物の新築等につきましては、本協議を適用しません。但し、一定規模以上の建築物の新築等につきましては、景観法に基づく通知等の対象となる場合があります。
- ・景観重要公共施設内における屋外広告物の表示等につきましては、本協議を適用しません。但し、一定規模以上の屋外広告物の表示等につきましては、屋外広告物条例や景観条例の手続き対象となる場合があります。
- ・景観重要公共施設内における占用物件の設置につきましては、本協議を適用しません。但し、占用物件の種類や規模に応じて、景観法に基づく通知等の対象となる場合があります。
- ・協議書の提出は、代理者（設計コンサルタント等）が行っても構いません。

3. 景観重要公共施設

宮崎市景観計画では、以下の河川及び道路を「景観重要公共施設」に指定しています。また景観重要公共施設のうち、重点的に景観形成を図る区間を「重点区間」に位置づけます。

河 川
①一級河川 ②二級河川
<重点区間> ・一級河川大淀川で、大淀川地区重点景観形成地区における区間
道 路
①高速自動車国道 ②一般国道 ③県道 ④都市計画道路に指定された市道 ⑤市道橋東3の1号線（四季通り）
<重点区間> ・国道220号で、日南海岸地区重点景観形成地区における区間 ・県道宮崎停車場線で、高千穂通り地区重点景観形成地区における区間 ・県道宮崎インター佐土原線で、一ツ葉リゾート地区重点景観形成地区における区間 ・県道内海加江田線で、日南海岸地区重点景観形成地区における区間 ・市道北権現通線で、一ツ葉リゾート地区重点景観形成地区における区間 ・市道川原通線で、大淀川地区重点景観形成地区の橋公園通りゾーンにおける区間 ・大淀川に架かる橋梁と当該橋梁を含む路線で、大淀川地区重点景観形成地区における区間 ・市道宮崎駅東通線の全区間 ・市道橋東3の1号線の全区間

【参考：重点景観形成地区・景観形成推進地区】

景観形成上重要な地区等については、「重点景観形成地区」又は「景観形成推進地区」に指定して、地区ごとに定める基準などにより重点的・先導的に景観形成を推進します。

○重点景観形成地区（本市の景観形成上特に重要な地区）

- ① 高千穂通り地区
- ② 一ツ葉リゾート地区
- ③ 日南海岸地区
- ④ 大淀川地区
- ⑤ 宮崎駅東通り地区

○景観形成推進地区（地域住民等による積極的な景観形成）

- ⑥ 四季通り地区
- ※四季通り地区では、地域住民等により地区独自の景観まちづくり協定が定められています。



4. 協議書提出の対象行為

協議書の提出の対象となる景観重要公共施設は下記の通りです。

但し、下記に該当しない規模や行為でも、景観重要公共施設の整備の際には、景観法の規定に基づき、宮崎市景観計画の「景観重要公共施設の整備に関する事項」(p6 参照)に基づいた整備を行う必要があるため、整備内容が周辺景観に影響を及ぼすと考えられる場合は、景観課にお問い合わせください。

河 川		
行 為	重点区間以外	重点区間
河川の新設、改修	延長 50m以上	全て
水面の埋立	面積 300 m ² 以上	全て
築堤の新設、改修、修繕	延長 50m以上	全て
護岸の新設、増築、改築、修繕、色彩の変更	高さ 5m以上、又は面積 300 m ² 以上	全て
舗装の新設、改修、修繕、色彩の変更	延長 50m以上、又は面積 300 m ² 以上	全て
水門等の新設、増築、改築、修繕、色彩の変更	全て	全て
ダム、堰等の新設、増築、改築、修繕、色彩の変更	全て	全て
防護柵等の新設、増築、改築、修繕、色彩の変更	延長 50m以上	全て
木竹の植栽、伐採、除却	面積 100 m ² 以上	全て
道 路		
行 為	重点区間以外	重点区間
道路の新設、改修	延長 50m以上	全て
舗装の新設、改修、修繕、色彩の変更	延長 50m以上、又は面積 300 m ² 以上	全て
法面の保護、改修、修繕	面積 300 m ² 以上	全て
橋梁の新設、増築、改築、修繕、色彩の変更	延長 10m以上	全て
擁壁の新設、増築、改築、修繕、色彩の変更	高さ 5m以上、又は面積 300 m ² 以上	全て
防護柵等の新設、増築、改築、修繕、色彩の変更	延長 50m以上	全て
木竹の植栽、伐採、除却	面積 100 m ² 以上	全て
上記以外の道路付属物（道路標識、照明等）	提出不要	全て

※：上記に該当しない行為や規模でも、景観形成に影響があると認められる場合は、協議書を提出していただく場合があります。

※：延長及び面積については、一連の工事の合計の値です。

※：木竹については、以下をもって10m²と換算します。

高木（成木時に4m以上の樹木）・・・1本 中木（成木時に2m以上の樹木）・・・4本

生垣・・・5m

低木（高木・中木・生垣以外の木竹）・・・10本

※：以下の行為は、協議の適用を除外します。

①地下又は水面下で行う行為

②着色を施していない舗装の改修又は修繕で、外観の変更が無いもの

③区画線又は道路標示の設置

④仮設の工作物の新設、増設、改修、外観の変更

⑤木竹の伐採について

・間伐等、木竹の保育のために通常行われる伐採

・枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

・仮植した木竹の移植又は伐採

・測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

⑥芝、草花、地被類その他これらに類する植物の植栽等

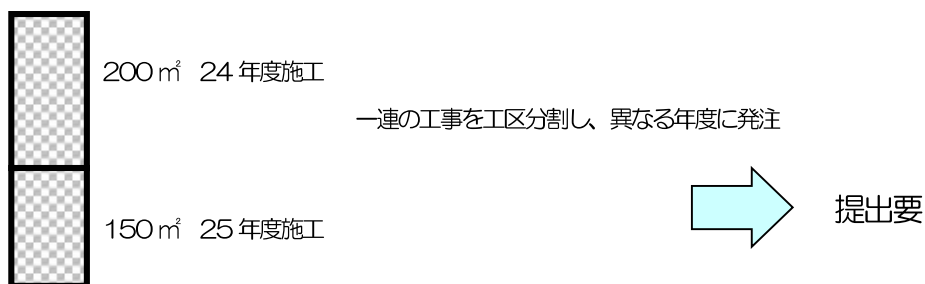
⑦除草、草刈

⑧浚渫

⑨非常の災害のため必要な応急措置として行う行為

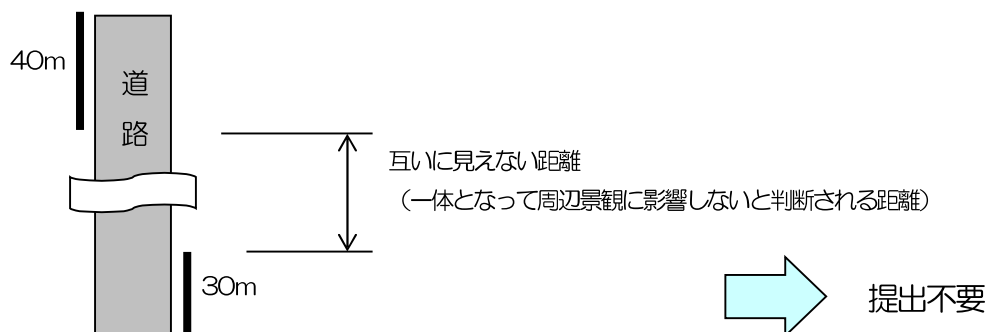
5. 協議書提出の例（重点区間以外）

例1) 舗装の場合：一事業で計 300 m²以上の舗装を複数年度で施工

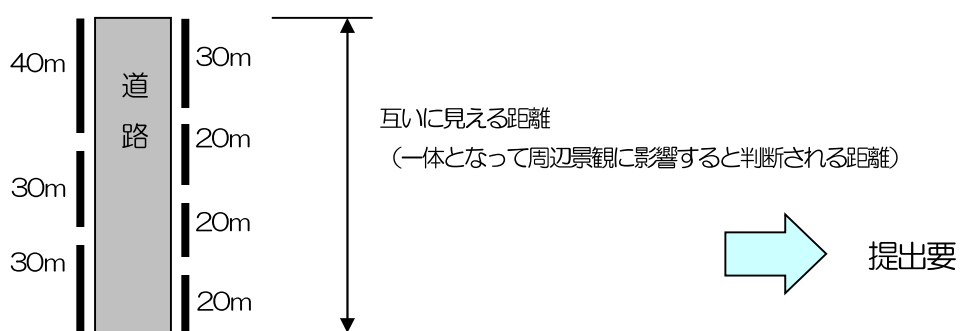


例2) 防護柵の場合：一つの事業で計 50m以上の防護柵（それぞれが50mに満たない）を一括して設置

①50mに満たない防護柵をそれぞれ離して（互いに見えない距離）設置



②50mに満たない防護柵を近接して設置



6. 景観重要公共施設の整備に関する事項

景観重要公共施設の整備に際しては、景観計画で定められている以下の事項を遵守する必要があります。

1) 共通事項

◆河川における事項

	整備に関する事項
基本方針	<p>○河川は、地域の景観の骨格を形成し、水辺空間や豊かな自然を提供していることから、地域特性や周辺景観に応じた整備に努める。</p> <p>○河川としての必要な機能や安全性を確保しつつ、河川環境を保全し、市民の憩いの場となる親水空間の創出、緑化、広場や歩道の設置など、質の高い河川空間の整備に努めるとともに、適正な維持管理を行う。</p>
護岸	○防災上等やむを得ない場合を除き、周辺景観と調和した色彩及び形態とする。
水門	○周辺景観と調和した色彩及び形態とする。

◆道路における事項

	整備に関する事項								
基本方針	<p>○道路は、沿道の建築物や土地利用と一体となって地域の景観を印象付ける重要な役割を担っていることから、地域特性や周辺景観に調和した道路景観整備に努める。</p> <p>○道路景観は様々な要素の組み合わせにより形成されていることから、個々の要素の整備の際には、華美な装飾を避け、他の要素と調和したデザイン及び色彩とし、一体的な景観の形成に努める。</p> <p>○道路として求められる機能の本質を認識し、機能と景観の両面において質の高い整備に努めるとともに、適正な維持管理を行う。</p>								
緑化	<p>○可能な限り街路樹や植栽帯を設置し、周辺景観や幅員構成に応じた樹種の選定に努める。</p> <p>○法面は、交通安全上、防災上等やむを得ない場合を除き、緑化に努める。</p>								
舗装	<p>○道路特性や地域特性に配慮したデザイン、色彩及び素材とし、街並みや沿道景観と一体となった整備を行う。</p> <p>○舗装の基調色（主に用いられる色彩）に使用できる色彩は、以下の通りとする。やむを得ない場合は、周辺景観と調和した色彩とし、必要最小限の規模に抑えるなど配慮を行う。</p> <table border="1" data-bbox="352 1406 1257 1518"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>R(赤)・YR(黄赤)</th> <th>Y(黄)</th> <th>その他の色相</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準値</td> <td>彩度6以下</td> <td>彩度6以下</td> <td>彩度5以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：表中の色相及び彩度については、日本工業規格Z8721（マンセル表色系）に基づくものとする。</p> <p>○交通安全上の着色は、周辺景観を損なうことのないよう必要最小限とし、むやみに多用しないようにする。</p>	色相	R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相	基準値	彩度6以下	彩度6以下	彩度5以下
色相	R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相						
基準値	彩度6以下	彩度6以下	彩度5以下						
防護柵・落石防止柵	○道路特性や周辺景観と調和したデザイン及び色彩とし、連続性及び統一性の確保に努める。								
橋梁	<p>○地域特性及び周辺景観に配慮したデザイン、色彩及び構造形式とする。</p> <p>○高架道路等については、橋桁と橋脚の総合的なデザインや圧迫感の軽減に努めるなど配慮を行う。</p>								
擁壁	○できる限り巨大、長大にならないよう配慮する。やむを得ない場合は、緑化や形態等の工夫により圧迫感の軽減や周辺景観との調和に努める。								
その他	<p>○標識類、照明類等の道路付属物は、周辺景観と調和したデザイン、色彩及び規模とし、輻輳しないように配置する。</p> <p>○無電柱化を推進し、すっきりとした景観の形成に努める。</p>								

2) 市道宮崎駅東通線における事項

	整備に関する事項
基本方針	宮崎駅東通り地区重点景観形成地区の以下の公共施設に係る景観形成方針に基づき、公共施設の整備を行なう。 ○街路樹、植栽等はまちなみの景観と調和するとともに、安全で快適な歩行空間を確保する。 ○港周辺では海の玄関口にふさわしい、南国らしさがあふれた道路空間を形成する。
舗装	○歩道の舗装は、まちなみの景観向上に資するものとなるように高質化（平板ブロックやカラー舗装等）を図る。
植栽	○港周辺での道路内における樹木については南国らしいものとし、空の広がりを感じるように高さ及び配置に留意する。
その他	○無電柱化を推進し、安全で快適な道路空間の形成を図る。

3) 市道橘東3の1号線における事項

	整備に関する事項
基本方針	四季通り地区景観形成推進地区の以下の基本方針に基づき、魅力ある公共施設の整備を行う。 ○四季折々の花と緑にあふれ、季節を感じる通り ○個性的な店舗が集まり、歴史と新しい文化が共存するお洒落な雰囲気を感じる通り ○誰もが安心してゆっくり歩ける通り
舗装	○人が歩く部分や各店舗の店先の路面舗装には、レンガ又はレンガの雰囲気やイメージのある素材を用いることとする。

7. 協議書記入事例

様式第1号 (第3条関係)

平成24年 6月30日

宮崎市景観重要公共施設整備 (変更) 協議書

協議書を提出する年月日を記入
工事着手の1ヶ月以上前

宮崎市長 殿

協議者 郵便番号 880-1234
住所 宮崎市〇〇町〇〇番地
氏名 〇〇建設事務局 局長 景観 太郎
担当 道路整備課 宮崎 次郎
電話 0985-99-9999

発注者を記入

整備の場所等	河川又は路線名	〇道〇〇〇線	
	宮崎市 〇〇町〇〇番地 他		
	重点区間の有無	□有 ■無	
整備の期間	着手予定日 平成24年 8月 1日	完了予定日 平成25年 3月31日	
設計者 (代理者)	郵便番号	880-0000	
	住所	宮崎市〇〇町〇〇番地	
	事務所名	宮崎道路設計コンサルタンツ (電話 0985-12-3456)	
	氏名	代表取締役 風景 良子	
施工者	郵便番号	880-9999	
	住所	宮崎市〇〇町〇〇番地	
	事務所名	株式会社 景観建設 (電話 0985-98-7654)	
	氏名	代表取締役 日向 三男	
整備の概要	事業名等	〇〇〇〇道路改良事業	
	行為の種類	道路の新設、改修	
	行為の規模 (延長、面積、高さ等)	延長 L=1,000m W=6.0 (10.25) m 法面保護 A=5,000 m ² 擁壁設置 N=5 箇所、L=100m、H=5m (最高部) 舗装工 A=10,300 m ² 木竹の植栽 A=300 m ² 防護柵設置 L=800m	
	景観に配慮した事項を簡潔に記入	<ul style="list-style-type: none"> ・山林を造成して道路を新設することから、景観の改変を出来るだけ少なくした線形とし、法面の発生を極力抑えた。 ・法面は緑化を行う。 ・擁壁は最小限の規模に留め、つる性植物で緑化する。 ・植栽帯を設置し、高木を植栽する。 ・周辺景観に配慮した防護柵 (車道部はガードケーブル、歩道部はブラウン系転落防止柵) を設置する。 ・標識や照明類は、周辺景観に配慮し、ブラウン系塗装を行う。 	
	景観に配慮した内容		

予定の年月日で
構いません

設計を行ったコンサル
タント等を記入

未定の場合は「未定」
で構いません

景観に関わる主な工種
や数量を記入

8. 協議書の添付書類

協議書には、以下の書類を添付してください。

種 類	備 考
位 置 図	縮尺1/10,000～1/25,000の地図を使用。
付 近 見 取 図	住宅地図等を使用。
現 況 写 真	行為地及び周辺の状況を示すカラー写真。2方向以上から撮影。
平 面 図	着色する場合、仕上げ方法及び色彩を記載すること。 色彩についてはマンセル値を記載すること。
縦 断 図	必要に応じて。
横 断 図	必要に応じて。
完 成 予 想 図	必要に応じて。 提出する場合は、着色すること。
構 造 図	必要に応じて。 提出する場合は、仕上げ方法及び色彩を記載すること。 色彩についてはマンセル値を記載すること。
木竹の配置図	必要に応じて。 提出する場合は、保存する木竹、伐採する木竹、移植する木竹及び新たに植栽する木竹が判断できるように記載すること。木竹名も記載すること。

※：図面（平面図、縦断図、横断図等）については縮図で構いません。

※：必要に応じて、上記以外の書類（製品カタログ等）を提出していただくことがあります。

問い合わせ先

〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号

宮崎市都市整備部景観課 景観企画係

TEL. 0985-21-1817 FAX. 0985-21-1816

E-mail 30keikan@city.miyazaki.miyazaki.jp